［表］平成25年度　家庭用品などによる健康被害のべ報告件数

（上位10品目及び総数）

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	29（26.9%）	医薬品・医薬部外品	96（18.1%）	殺虫剤	265（24.2%）
ゴム・ビニール手袋	12（11.1%）	タバコ	94（17.7%）	洗浄剤（住宅用・家具用）	188（17.2%）
めがね	7（6.5%）	プラスチック製品	60（11.3%）	漂白剤	116（10.6%）
ベルト/スポーツ用品	各5（4.6%）	玩具	51（9.6%）	芳香・消臭・脱臭剤	74（6.8%）
		金属製品	50（9.4%）	除菌剤	48（4.4%）
下着/時計/ビューラー	各4（3.7%）	硬貨	25（4.7%）	防水スプレー	45（4.1%）
		電池	20（3.8%）	洗剤（洗濯用・台所用）	41（3.7%）
		食品類	19（3.6%）	消火剤	34（3.1%）
履き物（革靴・運動靴を除く）/洗剤	各3（2.8%）	化粧品	17（3.2%）	忌避剤	28（2.6%）
		洗剤類	16（3.0%）	園芸用殺虫・殺菌剤	25（2.3%）
総　数	108（注）（100%）	総　数	531（100%）	総　数	1,095（100%）

（注）皮膚障害では、原因と推定される家庭用品等が複数挙げられている事例があるため、報告事例の合計（108件）は、報告事例総数（95例）と異なっている。

●化学物質安全対策室のホームページ［厚生労働省］
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html

●子どもに安全をプレゼント～事故防止支援サイト～［国立保健医療科学院］
http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html

●家庭用品等による急性中毒などの情報［公益財団法人日本中毒情報センター］
http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf

平成２５年度

家庭用品などによる 健康被害 病院モニター報告

―家庭用品を正しく使用し健康被害を防ぎましょう―

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）及び公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成25年度の報告では、装飾品、ゴム・ビニール手袋などによる皮膚障害、医薬品・医薬部外品、タバコなどの子どもの誤飲事故及び殺虫剤、洗浄剤などの吸入事故による健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、平成25年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、併せて化学物質安全対策室のホームページの「家庭用品の安全対策」ページも御覧ください。

1 家庭用品などによる皮膚障害

（1）結果の概要

・皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は、**装飾品**、**ゴム・ビニール手袋**、**めがね**、**ベルト**、**スポーツ用品**でした（［表］参照）。

・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。

・パッチテストの結果では、アクセサリーやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル**、**コバルト**にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がほとんどです。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに専門医の診療を受けましょう。

また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。

（2）報告事例ピックアップ

装飾品

・12年前にピアスの穴が化膿。これを契機にベルトのバックル、金属アクセサリーにもかぶれるようになる（38歳 女性）。

▶ **金属で既往がある場合は、他の金属製品にも注意しましょう。**

ゴム手袋

・ゴム手袋の使用頻度の増加に併せて、指間皮疹が次第に増加した（30歳 男性）。

▶ **手袋が体質に合わない場合は、別の素材を使用するよう心がけましょう。**

めがね

・つるが合成ゴム素材のめがねを使用していたら、合成ゴム部分がボロボロになり、１度、両耳が赤くただれた。両耳に紅斑びらん滲出液が見られた（25歳 男性）。

▶ **症状が発現した場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に専門医を受診するようにしましょう。**

スポーツ用品

・水泳をジムでするようになり、水着に一致して、紅斑、粟粒大紅色丘疹、掻痒が出現した（51歳 女性）。

▶ **スポーツ用品に使用されている材質が原因となる場合もあり、体質に合わない場合は他の製品を使用しましょう。**

マスク

・マスクした部位の顔面に皮疹が出現。左顔面から下顎にかけてマスクと接触が一致した部位にリング状鱗屑を伴う紅斑を認めた（61歳 女性）。

▶ **症状が発現した場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に専門医を受診するようにしましょう。**

2 家庭用品などによる子どもの誤飲事故

（1）結果の概要

・誤飲事故の原因となった主な家庭用品などの種類は、**医薬品・医薬部外品**、**タバコ**、**プラスチック製品**、**玩具**でした（［表］参照）。
・年齢別では、**6～11か月**が最も多く、次いで12～17か月でした。
・亡くなった事例はありませんでしたが、入院などを要した事例が散見されました。

・事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、小児の口に入る大きさのものは置かないようにしましょう。

注　意!

誤飲時に注意が必要なもの

医薬品など → 薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

タバコ → ニコチン中毒のおそれがあります。誤飲時は飲料を飲ませないようにしましょう。

電　池 → 消化管に穴があくおそれがあります。

磁　石 → 複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。

装飾品 → 海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました（平成18年）。

これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

注 目!　子どもによる医薬品の誤飲事故に注意!

・子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
・服用後はそのまま放置せず、元の安全な場所に片付けましょう。
・特にリスクの高い医薬品については、細心の注意を払いましょう。
・子どもが医薬品を誤飲した場合は、直ちに専門の相談機関に連絡し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。
※消費者庁 発表資料
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf

（2）報告事例ピックアップ

医薬品

・母親が目を離したすきに、タンスの上の精神神経用薬、抗てんかん薬をお菓子と間違えて、居間で誤飲し、悪心･嘔吐、意識障害を発症した（３歳２か月男児）。

家庭内にある薬は、厳重に保管･管理しましょう。

タバコ

・自宅で灰皿代わりに清涼飲料水の容器に水を入れて、使用しているのを飲んで、悪心及び腹痛を発症した（３歳２か月 男児）。

飲料の空き缶、ペットボトル等を灰皿代わりにしないように注意しましょう。

玩具

・風呂に入っていたときにスーパーボール（ゴム製）で遊んでいて、むせ込んだ。深夜に1回嘔吐があった（11か月 男児）。

玩具を口に持って行かないように小児に教えるとともに、対象年齢を確認して玩具を与えましょう。

電池

・自宅で部屋に落ちていた銀色の丸い物（２～３cm大）を口の中に入れ遊んでいたら、誤飲した。夜間に上腹部痛、嘔吐が出現した（７歳 男児）。

ボタン電池は、消化管のせん孔を起こす可能性があるので、小児の目に付くところや手の届くところに放置しないように注意しましょう。
また、ボタン電池を誤飲した場合には、誤飲してから時間が経つと取り出せなくおそれがあるため、直ちに受診しましょう。

注 目!　乳幼児のボタン電池の誤飲により、化学やけどのおそれも

・ボタン電池を使用した商品の中には、工具等を使用しなくても電池を取り出せてしまうものがあり、乳幼児がいる家庭では使用や保管に注意しましょう。
・万一ボタン電池を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断を受けましょう。
※独立行政法人 国民生活センター発表資料
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141030_1.pdf

3 家庭用品などによる吸入事故など

（1）結果の概要

・吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**殺虫剤**、**洗浄剤**、**漂白剤**、**芳香・消臭・脱臭剤**でした（［表］参照）。
・年齢別では、**9歳以下**の子どもが最も多く４割程度でした。
・製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。

・使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。
・事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問い合わせて※、必要に応じて専門医の診療を受けるようにしましょう。

※公益財団法人 日本中毒情報センター
大阪中毒110番 (TEL:072−727−2499) 365日 24時間
つくば中毒110番 (TEL:029−852−9999) 365日 9時～21時

注 意!

まぜるな危険

塩素系の洗浄剤と酸性物質（酸性の洗浄剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。

靴用・皮革用防水スプレーにも注意

・靴用・皮革用の製品による事故が多発しています。使用に当たっては、マスクを着用し、必ず風通しの良い屋外で使用し、周囲に人、特に子どもがいないことを確認してから、使用しましょう。
・使用方法、用量等を守って使用しましょう。

（2）報告事例ピックアップ

殺虫剤

・子どもがワンプッシュ式蚊取りを誤って自分の眼に向けてスプレーしてしまった。真上に薬液が噴射されることと知らずに、自分の眼の下あたりで押した。初めて使用したため、薬液の噴射方向がわからなかった。眼のヒリヒリ感・充血は、洗眼後も持続した（7歳 女児）。

子どもの手の届かない場所に保管するようにしましょう。使用しないときは、器具の噴射防止ロックをかけるようにしましょう。

・くん煙剤を使用中、火災警報器が作動したため、止めるため室内に入り煙を吸入した。喉の刺激感、頚部痛、悪心、手のふるえ及び頭痛が発現した（49歳 女性）。

くん煙剤を使用する場合は、製品に付属している火災警報器カバーを使用するなど、事前の対策を念入りに行いましょう。

洗浄剤

・トイレ掃除の際、塩素系洗浄剤が少ししか残っていなかったので、追加で酸性のトイレ用洗浄剤を使用した。便器をこすっているうちに強い臭いがして症状が出現したため、2～3分でトイレを離れたが、悪心、頭痛は１時間後も持続した（28歳 女性）。

塩素系の洗浄剤と酸性物質を混合すると塩素ガスが発生し、吸入すると危険ですので、混合しないように注意しましょう。

消臭剤

・自動噴射型エアゾール式の消臭剤を台の上に置いた。その奥に置いてあるものを取ろうと手を伸ばした瞬間に、センサーが作動し消臭剤が１回噴射した。消臭剤から20cmほど離れていたが、眼に入り、眼の違和感・充血が発現した（50歳 女性）。

自動噴射装置は、人が近くにいる時に突然噴射することがあるので、設置場所に注意しましょう。

柔軟仕上げ剤

・アパートの隣人がベランダに干している洗濯物から柔軟仕上げ剤の臭いが流れてくると、いつも症状が出現し、翌日まで続くことが多い。悪心、食欲不振、頭痛が発現した（33歳 女性）。

使用上の注意をよく読み、適正な使用量、使用方法により、使用しましょう。また、においが与える周囲への影響についても、配慮しましょう。

注 目! 置き型のワンプッシュ式蚊取りの使い方に注意

・使用前に取扱説明書をよく読み、噴射する前に、噴射の方向をよく確認しましょう。
・子どもが一人で使用しないように注意しましょう。また、使用しないときは誤噴射防止ロックを「LOCK」の位置にして、子どもの手の届かない場所に置きましょう。
※独立行政法人 国民生活センター発表資料
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140807_1.pdf

芳香のある柔軟仕上げ剤の使用時には周りへの配慮を

・芳香のある柔軟仕上げ剤を使用する際は表示を参照し使用方法・使用量を守り、洗濯物を干す際などには周辺住民の方にも配慮しましょう。自分がにおいに敏感な場合は、商品を選択する際に、商品の表示等に記載された芳香の強さ等を参考にしましょう。
・自分にとっては快適なにおいでも、他人には不快に感じることもあるということを認識しておきましょう。
※独立行政法人 国民生活センター発表資料
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130919_1.pdf